

「就学にかかわる関係者に 求められるもの」



Fukushima Prefecture

令和6年12月

福島県教育庁特別支援教育課

本資料の趣旨

地域で、学校や市町村教育委員会、福祉関係者が、さまざまな場面で障がいのある子どもの就学にかかわる機会があります。

その中で、実際のやりとりで質問等であげられた学校における基本的な事項や支援に活用できる内容等を、Q & A形式で整理しました。これらの内容を把握しておくことで、子供や保護者に対して、適切に相談や助言を行うことができます。本資料は、特別支援教育の推進に向けて、誰もが根拠をもとに、本当に必要な支援等を提供できるように活用していくためのものです。

目次

- Q1：通常の学級では、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成するは必要があるのか。
- Q2：特別支援学級では、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する必要があるのか。
- Q3：特別支援学級では、自立活動の指導を必ず実施しなければならないのか。
- Q4：通級による指導では、自立活動の指導を必ず実施しなければならないのか。
- Q4-2：通級による指導では、各教科等の補充はできるのか。
- Q5：特別支援学級で、自立活動の指導を実施する際、道徳科や特別活動などの時数を減らして、教育課程を編成してよいのか。

目次

Q6 : 合理的配慮は必ず実施されなければならないのか。

Q7 : 合理的配慮は、個別の教育支援計画へ明記する必要があるのか。

Q8 : 個別の教育支援計画は、学校で作成し、学校で引き継ぐ必要があるのか。

Q9 : 教育的ニーズについて分かりにくい。教育的ニーズとは何か。

Q10 : 現に特別支援学校に通っている児童生徒が、転居により住所を変更した場合、学校種を変更しなくても再度市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

Q11 : 特別支援学級の各教科において、下学年の目標及び内容を取り扱った場合の学習評価は、どのようにすればよいか。

Q 1 : 通常の学級では、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する必要があるのか。



A 1 : 通常の学級では、通級による指導を受けていない障がいのある児童（生徒）などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に**努める**こととなっている。

小学校学習指導要領総則 解説 P 112

中学校学習指導要領総則 解説 P 111

高等学校学習指導要領総則 解説 P 162

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成30年8月27日付30文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）

根拠資料

小学校学習指導要領総則 解説 P 112

中学校学習指導要領総則 解説 P 111

高等学校学習指導要領総則 解説 P 162

- ④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用
(第1章第4の2の(1)の工)

工 障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、**個別の教育支援計画を作成し活用することに努める**とともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、**個別の指導計画を作成し活用することに努める**ものとする。

Q2：特別支援学級では、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する必要があるのか。



A2：特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）に対する二つの計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、**全員について作成すること**となっている。そのため、特別支援学級、通級による指導では、必ず2つの計画を作成し活用するものとなっている。

根拠資料

小学校学習指導要領総則 解説 P 112

中学校学習指導要領総則 解説 P 111

学校教育法施行規則

第134条の2 特別支援学校 第139条の2 特別支援学級
第141条の2 通級による指導

- ④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用
(第1章第4の2の(1)の工)

工 (略)

特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

Q3：特別支援学級では、自立活動の指導を必ず実施しなければならないのか。



A3：児童（生徒）が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達¹の基盤を培うことをねらいとした，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定している。

その際、児童（生徒）一人一人に個別の指導計画を作成し，それに基づいて指導を展開する必要がある。

② 特別支援学級における特別の教育課程
(第1章第4の2の(1)のイ)

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

Q4：通級による指導では、自立活動の指導を必ず実施しなければならないのか。



A4：通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が新たに加わった。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、児童一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。

小学校学習指導要領総則 解説 P 110

中学校学習指導要領総則 解説 P 110

高等学校学習指導要領総則 解説 P 158

③ 通級による指導における特別の教育課程（第1章第4の2の(1)のウ)

ウ 障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動の内容を参考**とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

(2) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項（第1章 総則第5款2（1）イ）

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や特別な配慮を必要とする生徒への指導内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

Q4-2：通級による指導では、各教科等の補充はできるのか。



A4-2：「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）において、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができる」と解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正された。通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化された。

小学校学習指導要領総則 解説 P 110

中学校学習指導要領総則 解説 P 110

高等学校学習指導要領総則 解説 P 158

Q5：特別支援学級で、自立活動の指導を実施する際、道徳科や特別活動などの時数を減らして、教育課程を編成してよいのか。



A5：対象となる児童（生徒）の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童（生徒）に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があるため、特別な教育課程を編成してよいこととなっている。

そのため、児童生徒の実態等に合わせて、適切な時数で教育課程を編成することが可能である。

③ 通級による指導における特別の教育課程（第1章第4の2の(1)のウ)

対象となる児童（生徒）の障害の種類や程度等によっては、**障害のない児童（生徒）に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから**、学校教育法施行規則第138条では、「小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の**規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。**」と規定している。

Q6：合理的配慮は必ず実施されなければならないのか。



A6：社会的障壁の除去は、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
などと、各法律に定められている。
そのため、建設的な対話をもとに、合理的配慮を実施していく必要がある。

☆事業所においては、令和6年4月に合理的配慮の実施が義務化された。

障害者基本法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者基本法

• (地域社会における共生等)

- **第三条** 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
 - 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

• (差別の禁止)

- **第四条** 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
 - **2** 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について**必要かつ合理的な配慮がされなければならない。**
 - **3** 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

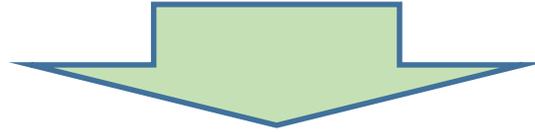
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 **行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

Q7：合理的配慮は、個別の教育支援計画へ明記する必要があるのか。



A7：合理的配慮の内容については、本人、保護者等との合意形成を図ったうえで実施されるものであることから、**個別の教育支援計画に明記し、実施していくことが望ましい**、とされている。

平成24年7月 文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

学校教育における「合理的配慮」の定義

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ① 学校の設置者及び学校が行う必要な変更・調整
- ② 障害のある子どもが学校教育を受ける場合、個別に必要なもの
- ③ 学校の設置者及び学校に対して、過度の負担を課さないもの

根拠資料

平成24年7月 文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

合理的配慮の決定方法

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、

【その検討の前提として】

- ① 各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の**状態把握(実態把握)を行う必要がある。**

【これを踏まえて】

設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、

- ① 発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、
- ② 「合理的配慮」について**可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、**
- ③ **その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。**また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。

根拠資料

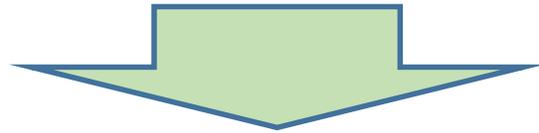
障害のある子供の教育支援の手引

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、次の「4合理的配慮の観点」を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。その内容は、**個別の教育支援計画に明記するとともに**、個別の指導計画においても活用されることが重要である。

Q 8 : 個別の教育支援計画は、学校で作成し、学校で引き継ぐ必要があるのか。



A 8 : 個別の教育支援計画は、**学校で作成し、必要な情報を関係機関等に情報共有**していくことが求められている。

学校教育法施行規則134条の2

第百三十四条の二

校長は、特別支援学校に在学する児童等について**個別の教育支援計画**（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を**作成しなければならない。**

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の**支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。**

学校教育法施行規則134条の2の【準用規定】

第百三十九条の二

第百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における**特別支援学級の児童又は生徒**について準用する。

第百四十一条の二

第百三十四条の二の規定は、**第百四十条の規程により特別の指導が行われている児童又は生徒**について準用する。

Q9：教育的ニーズについて分かりにくい。 教育的ニーズとは何か。



教育的ニーズ

【参考】：令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」

教育的ニーズを整理するための 三つの観点

障がいの
状態等

特別な
指導内容

教育上の合理的
配慮を含む必要
な支援の内容

教育的ニーズを整理することで、必要な支援内容が見えてくる



踏まえて

どの学びの場の形態が最も適切かどうかを
検討していくことが大切

根拠資料

障害のある子供の教育的支援の手引き

教育的ニーズとは、**子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等**(以下「**障害の状態等**」という。)を把握して、具体的にどのような**特別な指導内容**や**教育上の合理的配慮を含む支援の内容**が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。

教育的ニーズを整理するために

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、**その時点でその子供に最も必要な教育を提供**することである。そうした教育的ニーズを整理するには、**三つの観点(1障害の状態等,2特別な指導内容,3教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)**を踏まえることが大切である。

Q10：現に特別支援学校に通っている児童生徒が、転居により住所を変更した場合、学校種を変更しなくても再度市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。



A10：認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第5条にあるように、同法第22条の3に規定するもののうち、**住所の存する市町村教育委員会**が、その者の障がいの状態、その者教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、**地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は**、認定特別支援学校就学者とならないため**審議が必要**です。あくまでも判断するのは市町村教育委員会となりますので、改めて「**認定特別支援学校就学者通知**」の**提出が必要**となります。

根拠資料

学校教育法施行令

第18条の2

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その**保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。**

第5条

市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、**認定特別支援学校就学者**（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、**第二十二条の三の表に規定する程度のもの**（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

第11条

市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

Q 1 1 : 特別支援学級の各教科において、下学年の目標及び内容を取り扱った場合の学習評価は、どのようにすればよいか。



A 1 1 : 適用した学年の各教科の目標に準拠して、児童生徒の学習状況を評価する。

「各教科等の評価については、学習状況を分析的に捉える『観点別学習状況の評価』と『評定』が**学習指導要領に定める目標に準拠した評価**として実施するものとされている。」とある。

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校編・中学校編）

また、「指導要録」は、「**在学する児童生徒の学習の記録**として作成するもの **『指導要録について』文部科学省**」であることから、指導要録の「各教科の学習の記録」「評定」等には、現在在籍する学年の欄に、適用した下学年の各教科の評価を記入する。その際、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、下学年の各教科を履修した状況等について記載しておく。

4 平成 29 年改訂学習指導要領における各教科の学習評価

各教科の学習評価においては、平成 29 年改訂においても、**学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するもの**とされた。改善等通知では、以下のように示されている。

【中学校生徒指導要録】

(学習指導要領に示す必修教科の取扱いは次のとおり)

[各教科の学習の記録]

I 観点別学習状況 (小学校児童指導要録と同じ)

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、

「十分満足できる」状況と判断されるもの：A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：B

「努力を要する」状況と判断されるもの：C

のように区別して評価を記入する。

II 評定

各教科の評定は、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を、

第 1 編

「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの：5

「十分満足できる」状況と判断されるもの：4

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：3

「努力を要する」状況と判断されるもの：2

「一層努力を要する」状況と判断されるもの：1

のように区別して評価を記入する。

評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。